

ALLwatch®負荷電流監視サービス特約

第1条（特約の目的）

- 1.この特約（以下「本特約」といいます。）は、オムロン ソーシャルソリューションズ株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する ALLwatch®サービス（以下「本サービス」といいます。）において、ALLwatch®サービス利用規約及び本特約に同意頂き、当社が提供する「負荷電流監視サービス」をご利用頂く際に適用される特約条件等を定めたものです。

第2条（用語の定義）

- 1.本特約において次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによります。
 - (1)「本件規約」とは ALLwatch®サービス利用規約のことを意味します。
 - (2)「負荷電流監視」とは経済産業省告示第四十三号（「スマート保安」に関する「電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件等に関する告示」の一部改正）にて定められた、「低圧電路の絶縁状態および負荷の適確な監視」を行うための負荷電流の監視行為を指します。負荷の適確な監視における詳細要件は、「3.13 設備更新計画及び負荷の適確な監視等について」（経済産業省産業保安・安全グループ電力安全課「主任技術者制度に関する Q&A」[syuningijutsusya_qa.pdf](https://www.syuningijutsusya_qa.pdf)）記載の以下要件とします。
 - ① 変圧器の負荷電流の計測が連続的に行えること
 - ② 30 分毎の電流値を計測し電子記録媒体等に 1 年以上のデータが記録・保存できること
 - ③ 電子記録媒体等に記録・保存したデータ履歴を表示できること
 - ④ 30 分毎の変圧器の負荷電流値及び履歴を電気管理技術者等が遠隔地で表示・確認できること
 - ⑤ 変圧器の負荷電流値が 4 時間以上連続して定格電流値を超過した場合、警報発報するとともに、電気管理技術者等が遠隔地で直ちにその事実を覚知できること
 - ⑥ 負荷の適確な監視が可能な装置が正常に動作せず過負荷の監視が行えない場合に、通知を発するなどにより、電気管理技術者等が遠隔地でその事実を覚知できること
 - ⑦ 年次点検等で負荷の適確な監視が可能な装置が正常に動作していることを確認できること
 - ⑧ 負荷の監視を行う装置が、その設置の目的を鑑みて著しく不適当な精度でないこと
- 2.本特約において、本件規約において定義された用語は、本件規約に定める意味で使用します。

第3条（特約の適用）

本特約は、本件規約の条件に特約事項として追加するものであり、本件規約とともに利用者による負荷電流監視サービスの利用に適用されます。本特約に記載のない事項については、本件規約の定めを準用します。なお、本件規約及び本特約の定めの間には内容の相違があるときは、本特約の定めが優先して適用されます。

第4条（本特約サービスにおける計測データの扱いについて）

- 1.負荷電流監視サービスにおけるデータ計測間隔は、30 分間とします。
- 2.計測データの保持期間は、計測データが当社データセンタに登録されてから 2 年間とします。
- 3.警報データの保持期間は、警報データが当社データセンタに登録されてから 3 年間とします。
- 4.万一当社都合で負荷電流監視サービス終了や、お客様都合で負荷電流監視サービスを解約される場合には、データの保管・閲覧可能期間はサービス終了および解約成立日から 60 日間とします。
- 5.負荷電流監視サービスにおける計測データの取り扱いについては、本件規約第 13 条の定めを準用します。

第5条（本特約サービスにおける免責事項）

- 1.本条の定めは、負荷電流監視サービスの利用について当社が利用者に対して負う責任のすべてを定めたものであり、当社は、これ以外の責任を一切負わないものとします。
2. 負荷電流監視サービスは、利用者の目的とする電気事業法令に定められた要件に適合するよう設計されて

いますが、次の場合にはこの限りではありません。

(1)カタログまたは仕様書、マニュアルなどに記載されている以外の条件・環境・取り扱いならびにご使用による場合

(2)当社の指定する商品以外をご使用の場合

(3)当社以外による改造または修理による場合

(4)当社商品本来の使い方以外の使用による場合

(5)当社出荷時の科学・技術の水準では予見できない事象発生の場合

(6)その他、天災、災害など当社側の責ではない原因による場合

3.負荷電流監視サービスのご利用は、利用者の実施する法令に基づいた第三者機関等への申請の認定を約束するものではありません。

4.利用者設備等への負荷電流監視サービスの適合性は、利用者をご確認ください。当社は、これらへの負荷電流監視サービスの適合性について保証するものではありません。

5. 負荷電流監視サービスの利用に起因して生じた特別損害、間接損害または消極損害に関しては、本件規約第21条の定めを準用します。

以上

2026 年 7 月 17 日初版

オムロンソーシアルソリューションズ株式会社

IoT ソリューション事業本部